**【子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に関する相談窓口】**

　市では、平成２３年３月から、国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」により、任意予防接種として子宮頸がん予防接種費用助成を行っていました。平成２５年４月からは予防接種法に基づく定期予防接種となりましたが、全国各地でワクチン接種との因果関係が否定できないさまざまな症状が報告されたことから、同年６月から積極的勧奨を差し控えている状況です。

　過去に子宮頸がん予防ワクチンの接種を受け、現在、持続的な痛み（筋肉痛、関節痛、皮膚の痛み、頭痛など）やしびれ、脱力、手足の不随意運動など、何らかの症状がある場合は、下記の市相談窓口または接種した医療機関などにご相談ください。

●市の相談窓口　　**予防健診課健康づくり係**　　　**電話942-1151**

●国の子宮頸がん予防ワクチン相談窓口　**電話　0422-70-1485**

（月曜日から金曜日　午前９時から午後５時まで（土日祝日、年末年始を除く））

厚生労働省が業務委託をし、外部の民間業者により運営されています。詳細については、厚生労働省ホームページヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防ワクチン）をご覧ください。

　　http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/

**≪平成25年3月31日までに接種を受けた方へ≫**

　子宮頸がん予防ワクチン接種によって引き起こされた副反応により、医療機

関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康

被害が生じたりした場合には、予防接種法に基づく補償（医療費・医療手当）

を申請することができます。

予防接種健康被害救済制度による補償を受けるためには、独立行政法人医薬品

医療機器総合機構に請求し、認定を受けることが必要です。支給対象となるのは、請求した日からさかのぼって、5年以内に受けた医療に限られていますので、至急請求の手続きをとる必要があります。具体的な請求方法、必要書類等については、市相談窓口または下記にお問い合わせください。

**独立行政法人医薬品医療機器総合機構　救済制度相談窓口**

**０１２０－１４９－９３１（フリーダイヤル）**

**受付日時　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前9時～午後5時**